

道路整備のための安定的な財源確保に関する意見書

道路は、活力ある地域づくりや、安全で快適な住民の暮らしを実現するための、もっとも基本的な社会資本整備である。

生駒市においても、国道168号バイパス事業や現国道163号の高山交差点改良など既存道路の渋滞緩和策として事業が進められているが、いまだ全線開通や工事着手に至っていない状況にある。

また、市街地や集落内の生活道路は、依然、幅員狭小区間が多く存在し、車両通行に支障を来しており、道路整備の状況は依然として不十分な状況にある。こうした生活密着道路の整備とともに、高齢者や障がいを持った方々の社会参画の推進や、安心して子育てができるまちづくりに欠くことのできないバリアフリー歩道整備も今後継続、充実して行っていく必要がある。

さらに、大阪近郊のベッドタウンとして急激な住宅開発によって整備された住宅関連道路においては、経年変化による舗装面の劣化や道路諸施設の老朽化が進行し、道路維持補修費等の管理経費が今後も更に増大する傾向にある。こうした生活道路の整備を引き続き確実に推進し、適切な道路管理によって安全で快適な市民生活を送ることのできる街づくりができるよう、道路整備のための財源を引き続き確保するため以記の事項について強く要望する。

記

- 1 地方における道路整備の必要性が依然として高いことを踏まえ、遅れている地方の道路整備を引き続き着実に推進し、適切な道路管理ができるよう、道路整備のための財源を引き続き確保すること。
- 2 道路特定財源諸税の暫定税率の延長及び地方道路整備臨時交付金制度の継続に関する法案成立を期限切れまでに確実に行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年3月24日

生 駒 市 議 会